

# 「中国の実用新案の出願と無効審判の進歩性について」

“知財大国”を目指す中国当局は知財戦略を企業に浸透させ、改良技術を含め幅広い発明を振興するため、無審査の実用新案件数を2015年に2010年比2・2倍の90万件に引き上げる計画です。日本での実用新案制度の利用実態は2010年出願件数8679件と前年比減少傾向にあります。ではなぜにこんな顕著な相違点が両国間で現出してきたのでしょうか？

本セミナーでは中国の実用新案制度の保護に焦点をあて、その利用価値について検討してみます。その一つは安価な費用で迅速に登録されることにあるのか、二重出願制度にあるのか、無過失賠償責任のない法制にあるのか、また、無審査にも拘らず審査される特許の無効率と大差のない権利の安定性にあるのか？今後、中国での実用新案登録の拡大に伴い、実用新案特許に基づく日系企業を先頭に外国企業相手に訴訟が多発することが警戒される（シュナイダー事件参照）中、中国実用新案制度の活用法を説明しますので、奮ってご参加下さい。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【協力】 近畿知財戦略本部

【開催日】 平成24年7月18日（水）13:30～17:00

【開催場所】 大阪大学中之島センター 7階講義室702  
大阪市北区中之島4-3-53 06-6444-2100

【講師】 張立岩氏（中科專利商標代理有限公司日本事務所  
：中国弁理士）

【定員】 40名（定員になり次第締め切ります。）

【参加料】 会員 8,000円（一般12,000円）（テキスト代含、消費税込）

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

⑨ (1) 3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします。

(3) 他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

## 第1部 中国の実用新案制度の概要

1) 日本実用新案との相違点

2) 中国発明特許との相違点

## 第2部 中国の実用新案出願の活用法

3) 単独出願か二重出願か

4) 日本を第1国出願とするときの二重出願制度の活用法

5) 中国を第1国出願とするときの二重出願制度の活用法

6) 実用新案クレーム記載上の留意点

第3部 中国無効審判での留意点

7) 発明特許と実用新案特許の進歩性の判断の違い

8) 中国での無効審判における進歩性判断とその対処法

9) 実用新案侵害訴訟における進歩性無効理由

第4部 まとめ（中国における知財対策のための提案）

切り取り線

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
<b>中級向け 知的財産セミナー 申込書</b>			
2012年7月18日開催 「中国の実用新案の出願と無効審判の進歩性について」			
申込日 平成 年 月 日			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。			

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込)

1. 請求書 (要 不要)

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182

三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員  発明協会  一般)